

土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会設置要綱

(設置目的)

第1 豊洲新市場用地の土壌汚染対策工事の進捗状況や地下水管理について、関係者間で情報を共有し意見交換を行うため、「土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

(対象)

第2 協議会は、次の事項について情報や意見の交換を行う。

- (1) 土壌汚染対策工事の進捗状況、汚染物質の処理結果
- (2) 土壌汚染対策法に基づく地下水モニタリングの結果
- (3) 開場後の地下水の管理状況

(構成)

第3 協議会は次の者で構成する。

- (1) 市場業界 下記の市場業界6団体から各2名以内の推薦を受け、中央卸売市場長が委嘱する。
 - ・東京都水産物卸売業者協会
 - ・東京魚市場卸協同組合
 - ・東京魚市場買参協同組合
 - ・東京都中央卸売市場買出人団体連合会
 - ・築地市場青果連合事業協会
 - ・築地市場関連事業者等協議会
- (2) 学識経験者 3名以内を中央卸売市場長が委嘱する。
- (3) 都民 消費者団体から推薦により1名、地元住民の代表1名を中央卸売市場長が委嘱する。
- (4) 地元区 地元江東区から職員2名以内の推薦を受け、中央卸売市場長が委嘱する。
- (5) 都 下記の職にあるものを充てる。
新市場整備部長、新市場事業推進担当部長、移転調整担当部長、基盤整備担当部長、施設整備担当部長

(委員の任期)

第4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(座長)

第5 協議会に座長を置く。

2 座長は、中央卸売市場長が選任する。

3 座長は、協議会を代表し、会務を主宰する。

4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議の運営)

第6 協議会の招集は、座長が行う。

2 協議会は公開で行うものとし、議事録も公開する。

3 座長は、会議運営に関して必要と認める者の出席を求めることができる。

(報償費及び費用弁償)

第7 委員及び前条第3項の規定に基づく出席者に対して、報償費を支給することができる。

2 委員及び前条第3項の規定に基づく出席者に対して、実費弁償として旅費を支給することができる。ただし、近接地内については、支給対象としない。

(事務局)

第8 協議会の庶務は中央卸売市場新市場整備部管理課において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は座長が別に定める。

附則（平成24年 6月29日24中新管第 81号）

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附則（平成24年10月11日24中新管第213号）改正

この要綱は、平成24年10月11日から施行する。

附則（平成25年9月11日25中新管第175号）改正

この要綱は、平成25年9月11日から施行する。

附則（平成26年12月10日26中新管第302号）改正

この要綱は、平成26年12月10日から施行する。